

《翻 訳》

カール・レンナー 『諸民族の自決権』 (10・完)

太 田 仁 樹

第1部 民族 (Nation) と国家

第1篇 民族 (Volk), 民族 (Nation), 国家, 人類

第1節～第6節 (第34巻第2号)

第7節～第11節 (第34巻第3号)

第2篇 多民族国家

第12節～第14節 (第34巻第3号)

第15節～第21節 (第34巻第4号)

第3篇 民族 (Nation)

第22節～第27節 (第35巻第1号)

第28節～第32節 (第35巻第2号)

第4篇 国家

第33節～第38節 (第35巻第3号)

第39節～第44節 (第35巻第4号)

第5篇 連邦国家

第1章 国家と民族の有機的結合

第45節～第47節 (第36巻第1号)

第2章 連邦国家の不十分な代替手段

第48節～第49節 (第36巻第1号)

第3章 自己統治の限界

第50節～第51節 (第36巻第1号)

第4章 憲法体制の改革

第52節 自己統治あるいは固有の国家性 (第36巻第1号)

第53節 構成国家 (第36巻第2号)

第54節 直接的連合か間接的連合か? (第36巻第2号)

第55節 連邦権力の諸機関 (第36巻第2号)

第56節 連邦の立法 (以下, 本号)

第57節 連邦政府

第58節 連邦の諸官庁

第59節 連邦の憲法裁判所

第1部 民族(Nation)と国家

第5篇 連邦国家

第4章 憲法体制の改革

第56節 連邦の立法

連邦権力のどの機関も、相対立する特別利害から共通の利害をつくり上げる使命を帯びている。それは終始連邦に服従するものである。民族のおよび地域的な自己統治(自治政府)および固有国家としての機関を通じて、特別利害がすでになえられ、それによって連合の多くの障碍が除去されているほど、この使命の達成は容易である。後述するように、連合の第一の機関、最重要で決定的な機関は、連邦国家の人民代表機関であると言える。いまや、その使命に応じてそれをどの様に組織すべきかを研究しなければならない。

民族のおよび地域的な特別利害があることは否定できない。暫時この特別利害を沈黙させ、それを取り払い、それを遠ざけ、それにずっと打ち勝つことができるような選挙制度が十分に存在する。シュメアリングのクリア制度は、その形成時には、それを狙っていた。それは、歯車と歯が変わらないかぎり針が職人が意図した経路を辿るような、技巧を凝らした時計装置であった。その制度は絶対に堅持しなければならず、決して取り替えることのできないものである。統一が予定されたものだったからである。制度の二つの歯車は、大土地所有者の全国的な信頼性と金権政治的な財産評価を許さないし、許すことはなかった。それは、先見の明のある政治家を前提とし、シュメアリングを前提としたものではなかった。議会の伯爵席が集権体制に役立つことがなくなり、民主主義によって財産評価が廃止を余儀なくされるやいなや、議会は方向と目的を失ってしまった。統一を見せかけるだけで、微風で壊れてしまうような紙の家をそこに建てるのは、選挙条例の任務ではありえない。全体利害が発言の機会を得て有効性を発揮できるようになる前に、まず民族のおよび地域的な特別利害が自治的な特別代表機関によって満足させられなければならない。民族自治がなければ、選挙制度が国家に力と統一を与えることはできないし、普通平等選挙権もそれをなしえない^[原註1]。もちろん、普通平等選挙権によって自治が建設され、間接的に解決に導かれることを排除するものではない。

しかしながら、ある民族の構成員は決して民族的な利害だけを持つものではなく、ある地域の住民は決して地域的な利害だけを持つものではない。どの民族も、利害諸集団に、とりわけ有産階級と無産階級とに分裂している。今日では有産者の利害が支配的なものであり、疑いなくどの民族においても、選挙戦において貫徹されているに違いない。人間が現に持っているものは人間を引き離すだけであり、人間が持っていないものは人間を結びつける。すべての民族の無産階級は、普通は等しく国家権力の支配から排除されているので、公的権力の影響力と奪取をめぐる共同闘争が彼らを結びつける。支配をめぐる競争は彼らを引き離さない。なぜならそれは全員にとって同様に困難なものであり、全員によってのみ共同で獲得できるものだからである。それゆえ彼らは一緒に影響力を発揮できる形態に関心を持つ。したがって、彼らにとっては連合が発展の条件なのである。それゆえ無産階級

に選挙権を与えないなら、同時に国際的な推進力を失うことになる。結びつける要因がプロレタリアートと切り離されるだけでなく、それとともに、第二の要因である市民的諸階級を連合させることのできる力もなくなる。民族性原理だけが市民層の国家原理なのだから、国家をめぐる市民層の競争は、民族的にしか展開されず、完全に特別化された民族国家の建設に突き進み、それは連合を阻むことになる^{〔原注2〕}。

したがって、平等選挙権の基礎での選挙闘争を有産階級に免除し、彼らが統一国家の特権をつかもうとするのを自由にさせておくことは、統一に対する違反、すなわちオーストリアの国家理由に対する基本的違反となってしまう。だが、もし連邦議会が民族議会(Nationsparlamente)の派遣委員だけで構成され、それゆえ8民族評議会(Naionalräte)の民族主義的多数派だけをまとめたものならば、同様な違反であろう！それは比例配分によって緩和することはできない。派遣委員は事実上および道徳的に強力な派遣団体から強制委任を受け、少数派がそれを拒むことはできない。連邦議会の構成員は直接に公民から選出されなければならない。それにもかかわらず、二大利害集団への分岐はまだ各民族内部の諸対立を論じ尽くすものではなく、その作用も一般的に当てはまるに過ぎない。

各民族の有産階級と無産階級はそれぞれ数多くの利害集団に分かれている。とりわけ市民層においてはそれは重要である。無所有は一義的な状態であるが、所有は多義的な状態であるからである。大土地所有者、大小の農業経営者、工場所有者、大小の手工業者、大小の商人、大小の金利生活者、自由業者が、様々な形で依存しつつ、対立する利害を持っている。

それはすでにアメリカの連邦主義者の一人である老マディソンが知っていた。彼はマルクスよりも半世紀前に近代的代議体の闘争のなかに諸階級の闘争を見出していた。「文明諸民族(Völker)には、必然的に農業利害と工業利害があり、諸民族は様々な感情と志向を持って運動する様々な階級に分かれる。したがってこの多様で相対立する利害の調整が、近代の主要立法課題となり、それゆえ党派根性や派閥根性を必要かつ秩序ある統治策に従わせるのである。」

これらの諸階級は、立法への影響力をめぐる互いに自由に競争し、時代と事情に応じて変化する同盟を結び、和解し、その時々の有産階級の全体利益を実現する。政治はこの利害闘争とともに行われ、それが選挙闘争と議会論争を形成する。大衆を投票箱に導くプロレタリアートとの競争のために、この特別集団はその偏った利害をできるだけ押し隠し、共通の市民的利害の主成分を綱領に載せる。かくして、市民的利害のもとに入念な選択が行われ、市民層内部ですべての経済的欲求が論争され、その合力がプロレタリアートの経済的要求に対置されなければならない。政治の主要問題は経済的および社会的なものとなり、とくに民族的利害の最重要問題は、民族評議会(Nationalräte)によって決定される。

諸利害の自由な結合と分離を妨げるような制度は、どれも絶対に有害なものである。そのような制度は古い利益代表機関である。それについては、初版(第37節)でなお詳細に語られているはずである。今ではそれは帝国議会においては廃止されている。だが自由な結合と分離は、そのための道が民族的自治によって開かれていないなら、なかなか行われるものではない。

しかしながら、公民自身が民族評議会を選ぶ権限を持つだけで、その後その中から連邦議会への派遣委員を送るのなら、自由な結合と分離は妨げられるであろう。公民は民族評議会の選挙を、ほとん

どもっぱら民族文化的観点に従って行かうであろう。すなわち民族主義および分離主義的関心から行うのであり、経済・社会的およびインターナショナルな利害から離れて行うのである。派遣委員議会は連合のための法的応急策ではなく、国家共同体の解体のための応急策である。この理由から、連邦立法府のためには、直接的連合だけが問題となるのである。この要因は非常に重要で、連邦議会と民族評議会の議席の不一致が予見されるのである。

さらに、経済的利害集団は国家権力に近接するものではない。大学出の集団は直接に国家によって生活し、官職をめぐる競争は、彼らにとって同時に経済生活なのである。彼らだけが選挙人であったなら、犬が肉を引き裂くように、国家をずたずたに引き裂いてしまったであろう。国家に最も強い利害を持つのは、国務と宮仕えでの最高の地位に対する権利を持つ封建貴族である。富裕な市民層、小市民層、大農民と小農民は、国家に対する関心が比較的小さく、部分的に、国家に仕えるかぎりでしか関心を持たない。彼らにおいては、やはり市民的営利の利害がすでに優勢である。国家に関心を持つ集団は、官僚階級あるいは「非経済活動者」と呼ばれ、他はすべて営利活動者と呼ばれる。

非経済活動者の利害階層に数えられるのは、努力と追従のすべてを必要とするモール付きの諸官職、国家と自治の諸官庁の役人と職員、自由業に属する医者、公証人、弁護士、ならびにその補助者と職業上の関係者（書記、ジャーナリスト、法律顧問）、医療従事者（薬剤師、薬学者、獣医等）、公的施設および企業である鉄道、銀行、貯蓄金庫等の役人および職員、教会の僧侶ならびに教会職員である。これらの明らかに異なった諸階層には、特別の地位という意識があり、わが国で特に目立つカースト自慢の意識がある。無教育階層の古典的な世界では、ペンを持つ、あるいは少なくともペンに関わる仕事をするようなすべての者は、価値をつくりだす営利活動のある種の軽蔑をもって見下す権利を要求できる高級な存在であると感じられている。彼らは、「生産身分」よりも「よいパンを食べている」。経済は彼らにはどうでもよいことなのである。あるいは、むしろ経済とは生産と流通ではなく、職務、すなわち猟官運動なのである。官職をめぐる闘争は、存在をかけた闘争なのである。

確かにまさに尊敬すべきこの公民階級は、普遍性へ奉仕し、彼らのやり方で彼らの分野で優秀な仕事を行っているが、彼らに対し、多くの憲法は、明白な理由から選挙権を奪っている。普遍性への奉仕者が、その主人になることがないようにである。奉仕関係のそのような逆転は、古代ローマの近衛兵制度やフランク王室の執事の支配権篡奪という歴史から知られる。官僚階級に圧倒的な影響力を与えるような選挙規則は絶対に有害である。このことは、この階級からは選挙権を奪うべきであるということの意味するものではない。それに反対する非常に多くの理由がある。民族政府（Nationalregierungen）がつくられ、諸民族（Nationen）に自己統治（自治政府）が与えられる場合、おのずとそれは民族への排他的な奉仕のための特別の官僚層を形成する。連邦議会への能動的および受動的な選挙権から特別の民族的官僚層を除外することは、民族評議会への選挙権から連邦官僚層を除外することと同様に、本当によいことである。人は二人の主人に仕えることはできない。

われわれがここで示したように、利害階層化はすべての民族（Nationen）で完全に並行的に進んでいる。諸民族は圧倒的にまとまって居住しているので、すべての選挙戦はさしあたり民族内部で戦われる。かつては大土地所有者は同じ民族の都市、商業利害、農民層の代表との闘いで議席を争ったに違いない。今日では、それは当てはまらない。実際には二重クリア制度であって、都市と農村は一緒

に選挙をするのではないからである。かくして経済的に最重要の争点が選挙戦から除去されている。1907年の選挙改革の議会もまたクリア思想による危険な偽造物である。

都市と農村はひとまとめにされるべきで、経済的および社会的な利害の十分な重みは比例選挙権によって考慮されるべきである。その場合に初めて、選挙は真の全体意志の練り上げのための合目的な方法となり、政治的な生き残りか消滅かが問題となる時には、今日連合している者が敵として対峙することになる。そして、この激しい相互競争においては、プロレタリアートは彼らすべてとともに立法者の特権に異を唱え、あるいは少なくとも妨害するよう威嚇する。8民族(Nationen)において同じ集団が同じ闘いを闘い、すべての民族で同じ戦線配置につくが、民族的契機は、それとは完全に区別された民族評議会(Nationalrat)の選挙へとあらかじめ移されている。他の民族の同じ集団の勝利から勇気と希望が汲み取られ、敗北が自己の隊列を打ちのめす。共感と反感も同様である。そのような選挙から誰もが理解することは、生活と苦しみはそこではなお汲み取られないこと、ドイツ人であれ、チェコ人であれ、多くのドイツ人やポーランド人等々の農民と等しく農民なのであり、ポーランド人やドイツ人のユンカーと等しくユンカーなのであるということである。誰もが知っていることは、引き離す要因と並んで、なお非常に共通するものがそこにあるので、国家的レベルの共通利害の巨大な存在が、目に見え、感じられ、把握できるものになることである。権力をめぐる万人の万人に対する闘争は民族(Nation)を超えた提携を強制し、オーストリアでも全ヨーロッパ的な闘いと共通するよう強制し、今日ヨーロッパで行われている経済政策および社会政策をおこなうよう強制する。

ある民族(Nation)が遅れているほど、経済的な対立を覆い隠すことは、より容易にできる。経済的な対立が存在するにもかかわらず、それを貫徹することは難しいのだ。遅れた諸民族は非常に閉鎖的な民族的代表機関を持つ。豊かで発達した諸民族はそれに苦しんでいる。ドイツ人やチェコ人も同様である。ビスマルクの言葉「最も愚かな者は市長になる！」は、わが国でも当てはまるのである。発達していない諸民族は閉鎖的に振る舞うことができ、それによって議会多数派への永続的な所属が長く保証されてきた。

まだ弱い利害集団をも代表機関に送り込む比例議席配分のような選挙権は、それによってすべての民族(Nationen)を同じような集団に解体し、どの集団でもドイツ人やチェコ人が指揮を執ることになるだろう。諸党派は経済的綱領に従って編成され、個々の党派的潮流のどこにおいても、指導的役割はおのずと優越する大民族に帰着する。

最後に民族的な利害とその他のすべての特別利害の間にある差異に注意すべきである。それについては、繰り返し強調してきたが、ここでもう一度強調しなければならない。なぜなら、それは連邦代表機関にとっても重要であるからである。民族的な分岐は国家を解体し、どの特別民族(Sondernation)も特別国家を志向する。諸民族(Völker)は互いに対陣しているからである。だが経済的諸階級は重なりあって陣を張り、互いに条件づけあっている。境界は流動的で、その成員は上下している。しばしば同じ家族が異なった諸階級に分かれている。社会的諸階級は孤立することができず、分離権は効力を発揮することができない。モンズ・サケルでの有名な分離はローマのプレブスの政治的および法的な特別地位によって条件づけられている。彼らは決して経済的な階級ではなく、民衆(Volk)であり、すべての階級の総体であった。そのような階級分離がまったく考えられないが

ゆえに、社会的マイノリティは多数者につなぎ合わせられなければならない。純粹の絶対的多数原理は、経済的な領域では有効性をもちうるが、経済的なマイノリティは永遠のマイノリティではなく、そうであるとすれば、従属しているにすぎない。だが同様に、多数派形成も可能であり、必要なことである。経済的な欲求は人間の最重要な欲求であり、国家のおよび法的な諸制度の基礎においてのみ、国家のなかで、国家によってのみ、満足させることができる。現存の具体的な国家のどのような攪乱もこの満足を妨げる。経済的な利害集団は国家のなかで国家の影響力を争い、それによって国家を承認している。それゆえ彼らは国家と議会を保証し、そうすることで、承認された多数派決議によって法的統一および国家全体の内的統一を形成する。分離権や無効権によって脅かされることのない、承認された多数派決議が、国家を鼓舞し、国家に統一を与える全体意思なのである。

さて、候補者の選択に際して民族的要素を完全に除去するためには、連邦政府の選挙および民族評議会 (Nationalrat) に選挙に際して、民族台帳によって選出することが合目的であると思われるかもしれない。すなわち、メーレンでおこなわれたようにである。帝国議会選挙は、諸民族 (Nationen) が民族として意思を明らかにするのではなく、連邦国民 (Bundesvolk) が連邦権力との関係でその意思を明らかにするような行為である。連邦議会の課題は、国家全体に関わるものであり、ここで選挙人は連邦公民 (Bundesbürger) としてその権利を行使するのであり、民族同胞 (Nationsgenosse) として行使するのではない。ここでは選挙人は実質的な共同体利益に配慮するのであって、文化的小および民族的な特別利益に配慮するのではない。選挙人自身が、投票行為によってその理解に達し、その声を発すべきであり、またそうするに違いない。すなわち、共通の諸目的が他民族の成員と彼とを結びつけ、投票行為そのものによって、ナショナリズムの過剰は自分を損なうということを学び取るに違いないということである。最初の一・二回の選挙では、多分彼はまだそれを理解しないであろうが、選挙制度によって彼はこの経験を免れることができなくなる。ある民族 (Nation) が、選挙区の永遠のマイノリティであり、繰り返し敗北し、民族的名誉が傷つけられたと感ずることで、正しい理解が妨げられることがある。選挙法は様々の諸民族の共同作業を排除するものでないで、どの民族も解散させられる必要はないであろう。それゆえ、諸民族の結合にとって重要なすべての経済的特別利益を代表するためには、連邦議会のための比例選挙は必要ではない。その執行のためには、自治県が同時に単位選挙区となり、住民数に照応した数の議員——平均して5人——を、比例代表選挙によって送り出す。県への制限によって、比例選挙はまったく簡単なものになる。

このようにして既存の衆議院は連邦議会へ改組されるであろう。連邦権力のこの機関においては、それゆえ直接的連合が遺漏なく適用される。それと並んで第一院を望むなら、間接的連合によって、上院をつくることができる。それは諸民族議会 (Völkerkammer) および諸州議会 (Länderkammer) となるであろう^[原註3]。この議会では、派遣委員の欠点が可動的な要素によって相殺されている。議席の三分の一は民族評議会の派遣委員で、第二の三分の一は地域代表機関の派遣委員で、最後の三分の一は国家元首による自由招聘によって、均衡をとって埋められる。立法府でのそのような機関の協働は、事情によって価値あるものとなる可能性がある。

第57節 連邦の政府

連邦法の執行とそれに基づく行政および連邦議会の監督のもとでおこなわれる行政とは、連邦政府の権限である。それはその外見では今日の内閣と同じものようであり、ただ縮小したものである。第一に文部省がなく、内務省の個々の権能と一緒に8民族政府へ委譲される。第二に農業と様々な部門の多くの個別権能を持つ省がない。それらは地域の政府すなわち邦議会の継承者に委託される。軍事、司法、国民経済、社会政策、連邦財政が連邦行政の主要任務である。それらは従来の内閣も持っていたものである。統一国家における中央行政と同様に、連邦行政は高度に整序された専門行政でなければならないであろう。それゆえ各分野の指導は専門的におこなわれねばならない。この要求によって、諸民族(Nationen)と諸地域の個別政府から連邦政府を形成することは禁ぜられ、したがって8民族それぞれが、また8あるいは4連邦地域それぞれが、例えばドイツ人の相続財産についての司法、カルパチア地方の財政等々について、大臣を置くことは禁ぜられる。そのような思いつき——それはすでに心中に抱かれ、代表されていた——は、政府の本質と機能に対する純粋な侮蔑であり、最も重大な専門性規準の純粋な反対物であり、まったく奇妙な地方制度にすぎない(上述、第36節末尾)。連邦権力への参加の比例性はそれほど機械的に理解されるべきでないし、実現されるべきでもない。

次のような試みがなされたことがある。ベック内閣が、同じ様に、国家行政を人民の意思(Volkswillen)に近づけようという誠実な意図によって議会を民主化した後に、閣僚を国会議員から任用しようとしたら、おのずと固有の権限の民族諸党派への分割が生じ、中央官僚層が保持した権限は、国家的支配権と特に結びついていると思われるものとあれこれの民族に引き渡すのが特に危険だと思われるようなものだけであった。この善意の試みは失敗し、個々の権限の民族への分割が、政治的な配慮および専門的必要性と矛盾することが明らかになった。このように連邦執行権力への諸民族(Nationen)の比例的な参加はまったく実現される可能性がない!

ここで様々な困難に直面する。立憲的原則によれば、政府は議会の多数派に責任を負わねばならない。民主主義の原則によれば、まさに政府はそこから引き出されなければならない。だが、多数派という点で、若干の諸民族(Nationen)(例えばドイツ人やポーランド人)はまったく圧倒的であり、他の諸民族は代表の小部分でしかない。しかしながら、まったく参加しない民族もある。それゆえ、ここには別個の偶然的で暫定的な政府権力の均衡が生じる。そこでは、ある民族が一時的に連邦権力のまったく外に置かれることになる。これまで詳論したすべてによれば、民族の連邦への編入は有機的、立憲的なものであり、議会での多数派形成のような代表機関の一時的な気分には関わらないものである。だがそれはどのように実現されるべきなのか?

クラム・マルティニッツ内閣は、どの民族(Nation)も国家連合から離脱することはできないことをよく知っていて、「多民族内閣(Völkerministerium)」のスローガンで表されるような解決策を考えた。民族的自治のないそのような制度が連邦国家の新しい代替手段にすぎない(上述、第5篇第2章)ことを度外視しても、次のことを考慮すべきである。大小を問わず民族に一人の代表者を認めるだけでなく、閣議に8人の新しい非専門家の閣僚を入れることができれば、閣議は堂々たる集会となり、専門行政は千回もの考慮によって恐ろしく妨げられるかもしれない。専門がなければ、それゆえ

直接的権限がなければ、この民族的閣僚は、間接の影響力を獲得し、権力を行使するために、専門閣僚に付きまとわざるをえないであろう。周知のように、国家行政はそれではなしえない。では、立憲的・議会的な責任はどうなるのか？

だがあれでもなく、これでもない、専門閣僚職への参与でもなく、それと並列することでもないとなれば、均衡はどのように実現され、議会的責任あるいは議会的政府の民主的要求を満足させることができるのか？ それは不可能に思われる。

連邦執行機関の設立は、ありきたりの議会的手続きとは必然的に区別される任務である。民主主義の本質の形成について世間に広まっている見解は、平均的教養人がすべての民主主義の確かな規準と見なしている、イギリスおよびフランスの議会制度についての表層的なイメージに照応するものである。アメリカの大統領の権限は、まったく議会から切り離され、完全に非議会的なものである。大統領と國務長官は両院のどちらにも入ることなく、どちらにも責任を持たない。それゆえ民主主義的方法は、明らかにいわゆる議会的統治様式の外に存在しなければならない。この別の方法を枚举し、説明することは、われわれの任務ではないので、ここでは二つの例を想起するだけにしよう。第一の例はアメリカの大統領であり、第二は従来ドイツ帝国政府である。ビスマルクの精神では、ドイツ帝国は皇帝によって統治されるのではなく、すべての個別政府の統合によって統治されるのである。われわれの用語法で表現すれば、すべての地域政府は全権委任者によって連邦議会で連合し、正当にもこの連邦議会は「連合した諸政府」とよばれる連邦国家の政府権力となる。連合した諸政府のなかでは、最大国家プロイセンの政府が首座を占めている。全体としての団体が同時にこの範囲を処理することはできない。協議は多数の者の問題であり、行動は個人の問題なのだから、連邦議会と協調して帝国を統治する一人の宰相が置かれる。かくして、大きく迂回してではあるが、行動の統一である連合が形成される。アメリカでは、連邦指導者が、連邦国民（*Bundesvolk*）全体によって選出され、議会と並んで、また望むなら、帝国憲法で宰相をそうになっているように、議会の上に置かれる。周知のように、執行権力においても民主主義的な方法で連合を形成するという問題は、単一国家から引き出される議会主義的モデルとは不可避免的に異なる。

われわれが第一に確認すべきことは、総理大臣の地位を引き上げて、政治的に第一の責任を負う執行権力の唯一の長すなわち宰相にすることなしには、執行における連合を勝ち取ることはできないということである、と思われる。従来わが国では大臣を一時的なものにしてきたので、ターフェ、パデニー、ケルバー、ベック、シュトゥルクが実際に宰相であり、それと並ぶ他の大臣達が重要でなかったということは、奇異な感じを与える。法的にはそうでないが、政治的には、かの総理大臣だけがすべての責任を負い、大臣達の名前は、その政府の期間でさえほとんど呼ばれることがなかった。わが国では、宰相制度は事実上すでにながく実施されて、大臣とも呼ばれる宰相補佐に、政治的な責任を負わせることはかつてなかった。

宰相原理について述べるなら、もちろん、われわれはアメリカのモデルもドイツ帝国のモデルも考えてはいない。アメリカの大統領制は、ナポレオン一世と、特にナポレオン二世のカエサル的・ボナパルト的な制度を先取りするようにつくられたものだからである。アメリカの大統領は君主以上の存在であり、ボナパルト皇帝のような存在であり、4年間有効な国民投票を基礎にして議会に責任を持

たず、後ほど刑事訴訟的方法で責任を追及されるにすぎない。もちろん、このカエサリスムは、アメリカの他のすべての民主主義的諸制度の全体によって緩和されている。だがドイツの宰相制がまったく君主的・絶対主義的であると考えられるのは、皇帝による自由な任命や議会への責任の欠如によるだけでなく、実効憲法によれば皇帝が帝国議会に対して総計25の個別国家の政府の代表者であるとは理解されていないがゆえである。宰相を帝国議会に責任を負うものにするという今日の試みは、持続的に成功するなら、憲法の文言の外での憲法の変更を意味し、それゆえ見かけ以上のものがある。われわれが考えることのできる宰相制とは次のようなものである。宰相がもっぱら庶民院に責任を負い、第一院である諸民族議会や諸州議会に責任を負わない。だが後に述べるように、統一した連邦意思の形成に際しては、すべての民族および地域的な決定理由を入念に顧慮することが必要である。

宰相がいまや連邦政府を指導し、従来の大臣たちは連邦の役人になる。専門的な完成を保証するためには、根底的な改革が必要である。最近なされた省の増加は理由のあることであるが、不適當なものである。あまりに相違した構成要素が今日の中央官庁に統合されていて、官僚層は官職と地位の増加を求める抑えがたい衝動を示している。われわれはこの傾向を阻止しなければならない。われわれは賢明に区分された連邦官庁を必要とする。新しい三つの省の代わりに労働庁、食糧庁、保健庁が必要であったかもしれない^{〔原註4〕}。通商省は工業庁、産業庁、通商庁に分けられるべきであろう。われわれは、すべての所管部門に関する独立の統計庁を必要とする。大蔵省は、直接税、取引税、手数料、消費税を担当する連邦諸官庁、および御料局等々に分けられるべきであろう。これらはことごとく連邦官庁になり、そのトップには、純粋に専門的で、必ず官僚層から出てくる連邦官庁の長がいるべきである。彼は管轄事項の技術的管理をおこなうべきである。この専門管理をその管轄事項の政治的な代表と期待することはできなし、期待すべきでない。その内的な連関に応じて、そのような幾つかの連邦官庁は、一人の大臣の下に置かれるべきである。彼は、その下にある諸庁を政治的・議会的に代表し、それらに政治的な目的を与え、それらの立法活動を指導する。この大臣には、当然のこととして、その時々の議会多数派の指導者が当てられる。彼は、省の長官職を任命する完全な自由を持たねばならず、その際、官僚的な図式にとらわれることがなく、学界および実業界からも援助をうけねばならない。だが、学界や実業界が国家的事業に持続的に踏み込むことはない。それに対し、大臣は個別の連邦官庁での任命を断念しなければならないであろう。それは、後述するような用心をしつつ、連邦官庁の長に留保される。このようにすれば、官職の政治的・議会的な必要と専門的な必要とを非常によく結びつけることができる。大臣と並んで國務次官を任命しようという欲求が、最近活発になっているが、このようにすれば、多民族国家(Nationalitätenstaat)に適した方法で実現することが可能である。連邦官庁の長は大臣とならぶ國務次官であるべきである。

宰相は閣議の議長である。閣議は議会内団体として議会の多数派から構成される。討議内容に応じて、連邦官庁の長が投票権なしで閣議に招請される。それによって、今日行政全体を麻痺させている弊害が、すなわちまったく政治的ではない大臣が専門の仕事のために必要な時間を閣議で無駄に浪費するのが回避されるであろう。

しかしながら、同じ宰相が、閣議とはまったく切り離され、まったく別の責任を負う団体を主宰している。連邦国家の基礎的構成部分に適した行政を遂行することが宰相の義務である。この別の団体

の任務と役割を明瞭に理解するためには、残念ながら必要な諸機能が代替されることなく1848年に崩壊した、わが国のある歴史的制度を忘れてはならない。帝国の歴史的な建設に照応して、専門的な中央諸官庁と並んで、直接に中央の仕事に介入したり一緒に処理したりする権限のない別種の諸官庁がヴィーンに存在した。ハンガリー、ジーベンビュルゲン、ペーメン等々の官房がヴィーンにあった。これらの官房は直接に国家宰相と並び立ち、中央行政と歴史的な帝国部分の行政を調停する義務を負っていた。諸民族（Nationen）が諸地方の役割を受け取り始めるのに応じて、この地域的な官房が民族的な官房に取って代われ、官房の役人が国家官吏に転換するに依りて、地域的な官房が国家官房に転換したにちがいない。そのために、1869年以来、わが国は連邦の必要の代わりに特に集権主義的な代替制度をつくってきた。不正に閣議に出席している、いわゆる郷国大臣（Landsmannminister）である。われわれは、連邦国家への必然的な転換に直接に取り組むことをまったく理解しなかったため、それを避け、わが国の行政を紛糾させ、混乱させてしまった。第3、第4、第5篇で詳論したように、われわれはヴィーンに本拠を置く8民族政府を持つ。その他に連邦地域の首都に8ないし4の構成国家政府を置く。当然、これらの外部個別政府は中央に一つの上席を必要とする。ハンガリーの国法が、懇懇な見せかけで至高の御座所にある大臣をそう呼んでいるものである。それらはアルプス、スデーテン、カルパチア、キュステンラントの連邦秘書（Bundessekretäre）と呼ばれるが、彼らは郷国大臣の後任である。彼らと並んで、民族政府の8代表者がいる。われわれは、彼らをドイツ人、チェコ人、ポーランド人等々の連邦秘書と呼びたい。彼らと一緒に一つの団体を結成する。第54節での詳論を想起するなら、疑いなく間接的連合の機関である。その機能に完全に適合したこの総体を「連邦評議会（Bundesrat）」と呼ぼう。連邦評議会の議長は宰相がつとめる。連邦評議会は連邦を表現するが、同時に評議会にすぎず、内閣ではない。それは多数決により決定をおこなうにもかかわらず、その決定は宰相の考慮を助けるものでしかない。個々の国家部分のあらゆる特別利益に抗してそれを実効あるものにするが、拘束力ある指令を出すことはなく、宰相は連邦評議会に責任を負わない。特別利益は顧慮されるよう要求するが、普遍的利益に優先することはできない。この普遍的利益は連邦議会（Bundesparlament）において体现され、連邦政府によって執行される。

かくして、クラム＝マルティニッツによって要求された多民族内閣の基礎になっている思想は、それが正当であるかぎりでは、実現される。しかも、閣議という無意味なものをつくることなく、議会の多数派の利益を侵害することなく、行政を無政府的なものにすることなしに、実現されるのである。この策のもとでは、議会的な統治システムは、可能で、危険がないだけでなく、賢明で、必要なものでもある。議会の多数派が一つあるいは幾つかの民族（Nationen）を除外することで形成されるのなら、それはもはやもちこたえられない。これらの民族は、時の議会政府から離れているにもかかわらず、国家全体に編入させられ続ける。その利益は無視されたり、抑圧されたりすることはありえない。自己の民族政府だけでなく、連邦評議会の常設行政協議会も彼らを保護するからである。また同様に、議会の多数派がある個別連邦地域を排除することで構成される場合、国家地域のこの部分の利益は、国家機構から排除されず、この部分は従属的な地域として扱われることはない。持続的で有機的な帝国構成は、一時的な議会内の組み合わせで廃棄されたり、破壊されたりすることはない。

民族的自治の諸制度についてより詳しく知ることによって、初めて連邦評議会とその役割について

多くの照明が当てられるだろう。そのような政府機関の仕事のあり方は、ここで与えたわずかな基本線では暗示されるにすぎず、詳細にまでは至らない。本書では民族を扱い、国家を扱うのではないのだから、この大ざっぱなスケッチに自らを限定しなければならない。

第58節 連邦の諸官庁

照応する専門的な下方区分に従って、従来の省から連邦諸官庁が生ずる。中央行政は連邦行政になり、整序された国家行政について第4編で詳述されたことが、いまや連邦諸官庁に妥当するだけである。最高の連邦官庁は連邦内務庁と融合している宰相官房(Kanzleramt)である。宰相官房と連邦諸官庁の下には、代官、州政府、県長官がある。県長官や県幹部にいたるまで、官僚層は連邦官僚層であるが、すべての県職員は地方行政職員であり、地方行政に雇用され、給与を支払われる。それゆえ、連邦官僚層は、今日上級国務官と呼ばれるものを表すにすぎない。もはや連邦は税務官等々の各担当者の任命にいちいち干渉することはない。連邦は主要問題に自己を限定し、それによって煩瑣なことから永遠に解放されるのである。だがその範囲のなかでは、すなわち県長官や県幹部より上級には、厳格な官僚の序列があり、このより狭い団体のなかで容易に実現されるのである。というのは、この団体は見通しがよいからである。もちろん連邦官僚層は完結したものではなく、地方行政に補完される。連邦の官僚層の任官と連邦高権の執行とはまったく区別されるべきである。執行はゲマインデに至るまでの直接的連合を実現する。連邦権能の枠内では、郡幹部とゲマインデ長は、直接かつ無条件に、連邦法、連邦政府の指令、連邦機関の規定に服従する。直接的連合は村落に至るまで実行される。だがこの連合は、諸民族(Nationen)と諸地域の均衡のとれた参与がある場合のみ可能である。そして今や、この参与がどのように実行されるべきかを研究しなければならない。われわれは、民族的自治の諸制度との関連で個別に述べるにすぎず、官庁語を論ずる際にそうするであろう。だが、少なくとも主要問題において新秩序のまとまったイメージを与えるためには、この要素についてより詳細に述べなければならない。

連邦の執行権力は、その統一性が多様に媒介された(間接的な)ものであっても、その執行においては直接的連合に基づかねばならない。連邦立法が、すべての成人公民の意思に従って、地方的および民族的な出自を考慮することなく規範を定めているので、また各人が公民であることという唯一の法的資格によって、連邦議会を直接に共同して選出しているので、各公民は直接に媒介なしに連邦法と連邦執行機関に服属する。国家の頂点においては象徴的な化身が持ち、官房においてはそのトップが持ち、閣議においては実行機関が持っている統一的な執行権力は、国家地域全体およびその住民に対する命令高権および強制高権を行使するが、その際、個別の民族(Nation)や個別の地域から支配権を演繹したり、さらにそれらに対して支配権を委任したりすることはない。民族的な他者支配を実行したり、国家的支配を民族的な隷従に転化しなくても、それは可能なのである。

ひとたび民族的な課題が全体行政から分離され、民族政府ならびに民族県機関に割り当てられれば、民族的利害は、連邦国家的課題に対して副次的なものであるとか一過的なものであるということではないが、連邦権能の枠内では実質的なものではなく、かろうじて個人的および形式的なものとなる。この課題においては、何を命令し、何を強制すべきかではなく、誰が命令を出し、どの言葉で命

ずるのが、争われている。諸民族（Nationen）の実質的な影響力や参与は、ここではまったく土台を欠いている。例えば、騒乱に際しての国家警察の介入には、実質的に見れば、人間のおよび非人間的な側面があるが、民族的な問題ではない。だが事柄を人格的および形式的に捉えれば、民族集団（Nationalität）は大きな影響力を持つ。大衆が安心するのは、職務遂行者が大衆の言葉で大衆に語りかけ、それによって民族同胞（Nationsgenosse）であることを明らかにする場合である。大衆が一層つらい思いをし、訴訟の目的をまったく挫折させるのは、催告状が異語で話すよう要求している場合、異民族が土着民を支配する場合である。この形式のおよび人格的な関係のなかに、官吏と職員を選択するという民族的諸問題（nationale Probleme）の主要問題がある。そのような場合にいつも、諸民族（Nationen）の実体法的利害は、すでに連邦議会および連邦政府の枠内で顧慮されていて、ただ官吏問題だけが未決定なのである。

この人格的および形式的な利害については、第3篇では、次の公準で総括された。諸民族（Nationen）は、対人高権と官職高権を必要とする。連邦国家が公民に呼びかける場合、確かに固有の名前で話すが、その市民の民族同胞を通じて、すなわちその言葉で話す。この公準は、連邦が直接に民族全体を支配するだけで、民族全体が諸個人を支配するというように実現されるべきではない。そうなれば、法律、責任政府、義務を負う公民の間に、別種の責任を負った中間権力が現われ、連邦は不安定な状態になるであろうからである。目的に適っているのと言うことができるのは次のような場合だけである。すなわち、連邦に隷属し懲戒権に服している個々の機関を通じて連邦が民族的個人を支配する場合だけである。その機関は同じ民族に属しているに違いない、必要な場合には民族を国家に優越させたり対等に扱う機関である。その場合には、どの個別事例でも、民族同胞は民族同胞に従順であり、異民族支配は排除されている。民族的な官職権が問題であるということが要点である。言語の資格等々のはもはや問題ではない。それは付帯的に考慮されるべきことである。

連邦行政の地域で、対人高権および官職高権を諸民族（Nationen）にどの程度認めるかは、非常に様々である。官職高権の最小の範囲は、官吏が民衆（Volk）の言語を話さなければならないということ承認することである。言うまでもないほど当然なこの承認は、わが国のブルジョア的な多民族政策（Nationalitätenpolitik）のすべてであり、それは全く無意味であるために、隠れた優越政策の出発点においてすべての民族の官僚的カストに奉仕し、国内な平和を最高度に傷つけている。官吏が民族同胞でなければならないという規定は民族的な要求に一層近づく。市民的民族主義者があらためてそれを法技術的に命令することは決してできない。なぜなら、彼らは民族性宣言による民族帰属の登録を知ることもないし、認容することもないからである。民族的理念と連邦思想に照応するのは、民族自身に、すなわちその法的な機関に、すなわち民族政府に官吏任用にたいする整備された影響力を認めるという解決策だけである。それだけが、法的で秩序ある方法である。それは革命的なものではなく、今日の全く普通の、だが無政府的なやり方が、法的なものへと代わるだけである。それは恣意に代わる秩序であり、それゆえまた争闘に代わる平和である。

民族主義者は、このように要求するだけの勇気も、意思も持たない。なぜなら民族主義的制度は彼らの統治権の目的であるからである。示された影響力は多様なやり方で実行される。まず純粋に民主主義的に。民族（Volk）自身が官吏と裁判官を選出する。これはあらゆることの結末ではなく、高度

に保守的なやり方であるということは、スイスが証明している。わが国ではこの方法はなお実行可能でないことを、われわれはよく知らなければならない。完全な民主主義があり、それに疑いを挟む余地がないなら、官庁言語問題の完全な解決は可能である。苦情を言う権利がなくなってしまうのだから、われわれの言葉を理解しない者は選ばれない。

影響力は代表民主主義の方法でも実行することができる。選出された民族の代表団体が多数決で執行官吏を任命する、議長、専門委員会等々が任命の義務を負う、あるいは下位の代表団体が人物を提案して上位の団体が承認する、等々。われわれのイメージに最も照応するのは立憲的な方法である。民族評議会に責任を持つ民族的な連邦書記は、王冠による任命に副書する。彼は下級職員さえ任命するが、どちらの場合も、単独であるいは連邦官庁指導者と合議でおこなう。知つてのように、これは可能性のある豊かな選択である！

最後のやり方、二つの署名による合意の上での任命を、われわれは県長官の任命について提案する。それは、その都度国内の連邦官庁指導者と県の民族を代表する連邦書記とによって仕上げられるべきである。ブドヴァイス県のような混合県では、二人のすなわちドイツ人およびチェコ人連邦書記が署名する。このやり方は、連合思想に最も近く、以前の国家的秩序に最も馴染みやすいものである。

個々のどの場合にどの方法が選ばれるのかは、まったく官庁の種類次第である。ここでは、一般的な顧慮が重要だと思われる個々の観点だけを与えることができる。まず国務への参入とそれ以上の関与とを区別しなければならない。参入は序列の最下級でおこなわれるが、それは単なる補助業務の義務を負うものか、あるいは職業的な準備をおこなうものや、非常に稀には最高支配権に近いものである。全国的な行政と裁判の統一性は、国務への参入によって影響を受けるものではない。それゆえ、私は、県長官が第一の地位を得ることが国家にとって危険だとは少しも考えない。規則によって国務は地方行政において始められなければならないという指示があれば、このやり方は次のような結果を示すことになる。すなわち官吏の身分全体は、全く自然にあらゆる民族(Nationen)の構成員から均衡をとって形成され、さらに採用活動は、どの官吏をも初めから民族的な官吏身分に編入することになる。大きな利点がそこから生ずる。これによって、どの民族も正確に区分された見通しのきく任用地域を意のままにすることができ、あらゆるユートピア的大学の設置運動がその土台をなくす。学校と官庁の間に一定の関係が打ち立てられる。それは双方にとって最高に有益なものであろう。

官吏の昇進については、まず県長官が決定する。いまや地方行政でその生涯を完了させたい者——こういうことはよくあることであって欲しいものである。地方行政は生涯の課題であり、通過段階であるべきではないのだから——は、まったくの単一言語県では第二地方語(Landessprache)を必要としない。民族的文化生活は至るところに行き渡っているので、民族行政のなかで出世したい者にも、第二地方語は必要ない。彼には、民族的國家書記にまで道が開けている。しかしながら、二重言語制の必要は言語的な混合県においては職員にとって終始存在する。

地方行政を超えて国務に従事するのを望む者、従属的機関としてでも連邦の中間官庁あるいは中央官庁に属したいと思う者は、上級の国務のための要求に応じなければならない。彼は個別の民族(Nation)の影響範囲からまったく歩み出て、連邦だけが彼の昇進の条件を決める。連邦は、上級の

国務に就く者を選ぶのに際して、どの民族的な官吏資格をも不利に扱わないようにする義務がある。そのための監督は、民族的な連邦書記ならびにすべての連邦書記の全体である連邦評議会がおこなう。連邦官庁指導者が計画したすべての任命は公表に先立ちそこに知らせねばならず、個々の官庁、特に任命権そのものを持つ官庁では、民族的な利益を保障されなければならない。だが連邦官僚層にとって、高次の言語知識は無条件に必要なものである。

上級の公務に関しては、さらに次のことに注意しなければならない。裁判の判事団が同じ言語の仲間に墮落することが許されない（ウンガー）のと同様に、すべての高次の行政官庁において言語知識が専門知識や公正さに代替することは許されない。専門家の選出においては連邦官庁指導者は民族的にあまり限定される必要はない。この専門的考慮のほか、地域的な適宜性が問題となる。内閣は、地方行政の諸官庁を唯一の例外として、上級の職務の各官吏を君主国の各地域に派遣することを、決して妨げることはできない。

連邦国家の最高支配権にとって、中間官庁である民族（Nation）の官吏だけを使用することは事情によっては最も危惧すべきことである。中間官庁における民族的疎隔（Nationsfremdheit）は、国民全体（Volksganze）に直接に関係するものではまったくない。地方官庁の場合と同様である。地方官庁は民族に、中間官庁は連邦、すなわち全体に！ したがって、媒介語としてのドイツ語の排他的通用力は第二審級においてもなお必要ではない。民族語は技術的に可能であるかぎりでのみ使用されるべきであり、官吏の民族帰属に結びつけられる必要のないことは明確に留保されるべきであり、あらかじめその結びつきは拒否され、そのために言語知識の増加が要求されるべきである。

それをもたらす方法は一つしかない。連邦の利益のためには、国家地域全体のどの中学校においてもドイツ語が学ばれ、どのドイツ人中学校でも一つの地方語が学ばれ、経済的生活および法的生活に対してまったく特別な配慮を払って教材が扱われなければならない。そのあり方が若者にとってほとんどつねに不可解なままであり、「古典的な」ドン・キホーテのような近代的諸関係にとってまったく不適當で人を困惑させる尺度を彼らに持たせるような作品や、時代遅れの（クセノフォンの）『キュロスの教育』やその他の作品とは、違うものを読むべきである。（デモステネスの）オrintスの話ではなく、市民法典や憲法、アダム・スミスや他の政治経済学の古典家の断章をよい翻訳で読むべきである。学校は人生と国家のための教育の場であるべきであり、単なる美学的な浮き世離れの場であるべきではない。

中間官庁と中央官庁でのすべての民族（Nationen）の職員の均衡は、任官に際して民族的な連邦書記が協力して監督することにより自然に生ずる。それによって、中央官庁に達したすべての法律事件を、他のある民族の利益を侵害することなく、また翻訳を必要とすることもなく、公文書の言語で扱うことが可能になる。だが連邦行政の業務案件においては、県長官から内閣に至るまで、媒介語で執務することが可能であり、またそうすべきである。地方行政だけが住民と直接に接触する。県の役人は、連邦国家行政の地方的および民族的行政への転換点であり、そこでは媒介語が地方で話される言語に移行し、国家そのものが民族的なものになる。国家と社会の間の接点である。県の役所の上には固有の範囲の連邦がある。そこでは純粹に技術的・行政的な必要に応じて言語を決める。この調整は決して民族的な利益の侵害をもたらしてはいけぬ。なぜなら、役所の壁の内部での経過が問題で

あり、われわれが配慮することで、区別のない国家地域全体の官吏の地位にすべての民族が均衡のとれた形で参加するからである。ここでは言語は決して紛争の対象とならない。その熟達や未熟は利益とも損失とも結びつかないからであり、言語は、われわれ人間にとっての用途、すなわち意志疎通の手段として役立つだけであるからである。

だが政党そのものが上位の審級に現われる場合、そこでは民族的な権利擁護機関として民族的連邦書記ならびに彼が任命した通訳あるいは代理人が政党を助ける。必要だと判断する時と所に、構成員のため代弁者を派遣するのは、民族の仕事である。だから、どの役所にも通訳を任命し、その仕事のために料金を取るのとは彼らの自由である。国家が費用を負担するのには、どんな障害もない。支配の願望および抑圧の恐怖がもはや言語の使用と結びつきを持たないなら、人間たちがその生活のなかで理解し合い、了解し合っているように、役所のなかでもそうなるであろう。

連邦の執行権力は、部分的には人物の選択と業務活動の形態に結びついているかもしれないが、最高支配権の実質的内容はなによりも民族評議会のあらゆる影響から自由であり続ける。それゆえ執行権力の領域でも連合は可能であり、この連合は国家の解体でもなければ逆に諸民族の隷属でもない。自由は国家からの自由、すなわち支配の免除であるだけでない。政治的な自由としては、万人の支配への規則的な参与でもある。立法および執行へ、すべての民族は均衡のとれた形で参加するのである。

第59節 連邦の憲法裁判所

正規の民事裁判所、刑事裁判所、行政裁判所は、そのトップに至るまで、つまり最高・上告裁判所と行政裁判所にいたるまで、連邦立法府の執行に服する。それゆえ、それらは連邦の諸制度であり、先に論じた行政諸機関と同様に扱われる。司法の独立が命ずるところによれば、裁判官の任命は、司法行政、それゆえ連邦司法庁とは部分的に切り離され、より高度なレベルで連邦評議会と結びつけられるべきである。第三審級の裁判所の指導的裁判官は、それゆえこの連邦評議会の顕著な協力のもとに任命されるべきである。

どの連邦国家も国家的な主権を広く分岐させるのを特徴としている。その権限は単一国家におけるよりもはるかに綿密に分けられていて、権限争いが起こり易く、解決は難しい。この理由から、どの連邦国家も特別な憲法裁判所を必要とする。連邦議会、民族代表機関（*Nationsvertretung*）と地方代表機関の区別は、実定法に基礎をおかねばならず、裁判の保証を必要とする。それは中央の連邦政府や連邦議会の一時的な意向にだけ任せることはできない。結局は、この連邦議会が、「諸権限の権限」を、すなわちどの案件も共同で説明し決定する権限を持たねばならない。だが、そのような決定は、議会内の暫定的な勢力状況と思いつきによって、無造作で軽薄におこなわれてはならない。それは、特別な詳細な手続き、それゆえ特別な中間休止を挟む二度の協議、必要なら資格のある多数、その権限が限定されている団体による異議の受入、を必要とする。そのような保証が目的にかなうものであり、必要なことである。だがそれは将来の発展に対して持続的に解決策を与えるものではない。それゆえ、連邦権力の権限があらかじめ確定していなければならない。

だが民族政府あるいは地域政府は、この留保をどのように確かめるのか？ そのためには、憲法裁

判所が必要である。民族政府あるいは地域政府が承認される以上の権限を持つと称する場合には、連邦政府はそのようなものを必要とする。わが国の過去のすべてを見ると、われわれの身近にあったといわれる解決策は、当該の団体の解散、当該の政府の強制的な罷免、この団体の憲法の停止、それゆえ連邦警察であった。政治的な短見だけが正しく、好都合だと思われる解決策であった。連邦政府あるいは連邦議会がそのような越権行為を予期したり気づいたときには、連邦の憲法裁判所に対して合憲性の確認を求める権利を持ち、この裁判所が合憲性が存在しないと認めた場合には、問題の議会文書あるいは政府文書は無効であり、無効であり、どの公民にとっても拘束力のないものである。この憲法裁判所は、そのほかに公民と国家機関の、自然人であろうが法人であろうが、主体としての公的権利を保護しなければならず、それゆえわが国の帝国裁判所の重要な機能を継承しなければならない。立法団体に対して執行機関の責任を確認する特別な国家裁判所をそれと並んで設置することは、不必要な機関の増加である。今日の帝国裁判所と国家裁判所は統合されて、連邦裁判所に転化されるべきかもしれない。

だがその構成は特別な保証の下でなされるべきであろう。まずその機構のトップには、連邦宰相の地位と同等で、連邦裁判官という名前の地位を持つ単独担当者がいるであろう。連邦裁判所は彼の指導に委ねられる。この連邦裁判官は、連邦議会の両院の合同会議で選ばれるべきであろう。この重要な職務は準備なしには不可能なので、同時に後任が指名されるべきであろう。連邦憲法裁判所の指導的評議員は、第一院および第二院の提案によって一定の数の連邦裁判官につき一人が任命されるべきであろう。

連邦裁判官は、連邦裁判所の判決を執行する直接の権力を持つであろう。まず連邦裁判所の認識が、単に宣言的に法的諸関係の確認として発せられる。普通はこの審級の道徳的権威だけで、その執行をおこなうのに十分である。不従順の場合、それが個人によるものであれ、官庁によるものであれ、議会的団体によるものであれ、政府によるものであれ、連邦裁判官は、当該者の抗告について、その不従順の確認のために全員一致の決定（*Plenissimarentscheidungen*）を請求しなければならない。この決定が同意できるものであれば、連邦裁判官は、従順を強制するために、適当な公的権力手段のどれでも直接に要求することができる。彼は団体の停止あるいは解散、個々の職員の停職の処置をとることができ、軍事的な力を要求することができる。要するに、連邦裁判所の決定に従わせるどんな手段でも、彼に許されないことはない。

濫用されることのない権力は考えられないので、連邦裁判官の権力も不正あるいは不法に行使されることがありうる。それに対して、連邦議会の権能には有効な防御壁がある。そのような場合には、連邦議会は、憲法改正によって不正を予防することができるだろう。それが議会制の諸国において繰り返しとられる解決策である。国法学が立法、司法、行政という三つの権力を互いに分離するという原則を固守しているのは正しい。だがこの分離は決して切断を意味するのではなく、相互の監督と抑制の可能性を意味するのである。行政が司法に監督されなければならないように、司法はまた有効な監督を必要とし、それは立法によって与えることができる。有効な立法は、また司法の過剰を防止することを心得ているであろう。

連邦憲法裁判所は連邦の憲法体制構築を完成する。われわれの見るところでは、その諸要素が今日

の国家秩序のなかに、すなわち帝国裁判所と国家裁判所のなかにすでに出来ている。既存の諸省と最高裁判所は、一部はその構成を、一部はその機能を変えるだけで、全体として別の責任体制のもとに移動する。それによって発展の継続性が保持される。どんな亀裂も、伝統を断ち切ることはなく、その芽がまだ現われていないまったく新しい試みを強制することもない。多民族連邦国家の創造は、まさに中央政府に関することであり、均衡のとれたまったく容易なやり方であり、改革の重要課題は、新しい下部構造の建設に、すなわち適切な地方行政の建設と民族的自治と地域的自治の創設にある。

[原 注]

- [1] わたしはすでに初版でそのように書いている（S. 26）。1907年の選挙改革がまだ着手されていなかったときに、わたしがそれを強調したのは、選挙改革の支持者が民族的な闘争の終焉だけをその前提にしていると、陰で言われていたからである。
- [2] オーストリアの社会民主主義の内部での瞬間的な分裂は、一時的なものであり、世界戦争が民族問題をまさに政治の焦点にし、社会的対立を一時機能停止させたことによって強制されたものである。分裂は、組織的な困難、特に労働組合の財政運営から生ずる困難から生じたものであり、民族主義的な動機からではない。憲法体制問題は社会民主主義のなかにおいても、それほど簡単には解決できない。
- [3] 庶民院（Volkshaus）とならぶ第一院としての諸州議会および諸民族議会は、クレムジール憲法草案でも予見されている。
- [4] 本文でのその後の詳論によれば、もちろんこの三つの連邦官庁は、社会行政のための一つの省によって総括されることになる。戦時の食糧庁のように、連邦官庁が特に重要な任務を遂行しなければならない時には、暫定的に固有の省をつくることができる。連邦官庁の数がしっかり決まっても、大臣の数は可変的でなければならない。

【訳 者 後 記】

本訳稿は、Karl Renner, *Das Selbstbestimmungsrecht der Nationen in besonderer Anwendung auf Oesterreich*. Zugleich 2., vollständig umgearbeitete Auflage von *Der Kampf der oesterreichischen Nationen um den Staat*. 1. Teil: Nation und Staat, Wien: Deuticke. 1918. の全訳の試みである。本書の意義については、拙稿「カール・レンナーの民族的自治論——『諸民族の自決権』を中心に——」（『経済学史学会年報』第46号、2004年）を参照されたい。なお本訳稿は、日本語全訳としては最初のものであるが、先行業績として田口兎・福田宏両氏による抄訳（資料）「カール・レンナー著『諸民族の自決権』1918年」（1）、（2）、（3・完）、『北大法学論集』第53巻第2号、第3号、第5号、2002—2003年）がある。本訳稿の作成にあたっては参考にさせていただいた。